



# 熊本県公報

号外 第 1 1 号  
平成 31 年(2019 年)  
3 月 28 日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 平成 3 1 年度 ( 2 0 1 9 年度) 予算の要領…………… (財政課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第 3 1 0 号の 2

平成 3 1 年度 ( 2 0 1 9 年度) 熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が平成 3 1 年 2 月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 9 条第 2 項の規定によりその要領を公表する。

平成 3 1 年 ( 2 0 1 9 年) 3 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 平成 3 1 年度熊本県一般会計予算

平成 3 1 年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 791,487,713 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000 千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費 (賃金に係る共済費を除く。) に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 税		161,767,350
	1 県 民 税	48,290,558
	2 事 業 税	38,690,790
	3 地 方 消 費 税	27,998,154
	4 不 動 産 取 得 税	5,114,056
	5 県 た ば こ 税	2,015,876
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	559,259
	7 自 動 車 取 得 税	1,140,391
	8 軽 油 引 取 税	15,199,174
	9 自 動 車 税	22,613,402
	10 鉦 区 税	8,716
	11 狩 猟 税	19,287
	12 産 業 廃 棄 物 税	117,687
2 地方消費税清算金		66,234,805

款	項	金 額
		千円
	1 地方消費税清算金	66,234,805
3 地方譲与税		28,944,755
	1 地方法人特別譲与税	26,022,021
	2 地方揮発油譲与税	2,587,164
	3 石油ガス譲与税	100,814
	4 自動車重量譲与税	111,146
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	109,258
	7 航空機燃料譲与税	14,351
4 地方特例交付金		713,594
	1 地方特例交付金	713,594
5 地方交付税		203,326,000
	1 地方交付税	203,326,000
6 交通安全対策特別交付金		329,368
	1 交通安全対策特別交付金	329,368

款	項	金 額
7 分担金及び負担金		千円 3,573,750
	1 分 担 金	730,823
	2 負 担 金	2,842,927
8 使用料及び手数料		9,561,346
	1 使 用 料	6,600,710
	2 手 数 料	2,960,636
9 国庫支出金		113,181,912
	1 国庫負担金	38,199,369
	2 国庫補助金	72,334,647
	3 国庫委託金	2,647,896
10 財産収入		2,974,032
	1 財産運用収入	995,386
	2 財産売却収入	1,978,646
11 寄 附 金		186,471
	1 寄 附 金	186,471

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 53,690,410
	1 特別会計繰入金	364,861
	2 基金繰入金	53,325,549
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		57,943,919
	1 延滞金、加算金及び過料等	203,264
	2 県預金利子	4,418
	3 貸付金元利収入	45,134,429
	4 受託事業収入	2,386,204
	5 収益事業収入	2,993,645
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑 入	7,221,890
15 県 債		89,060,000
	1 県 債	89,060,000

款	項	金 額
歳 入 合 計		千円 791,487,713

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,357,868
	1 議 会 費	1,357,868
2 総 務 費		41,525,055
	1 総 務 管 理 費	12,506,800
	2 企 画 費	6,396,768
	3 徴 税 費	6,637,128
	4 市 町 村 振 興 費	10,612,709
	5 選 挙 費	2,556,542
	6 防 災 費	1,984,358
	7 統 計 調 査 費	527,064
	8 人 事 委 員 会 費	145,304
	9 監 査 委 員 費	158,382
3 民 生 費		103,769,525
	1 社 会 福 祉 費	60,751,749

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	33,343,962
	3 生 活 保 護 費	4,711,460
	4 災 害 救 助 費	4,962,354
4 衛 生 費		57,477,880
	1 公 衆 衛 生 費	40,148,783
	2 環 境 衛 生 費	14,529,108
	3 保 健 所 費	1,727,941
	4 医 薬 費	1,072,048
5 労 働 費		2,222,994
	1 労 政 費	298,611
	2 職 業 訓 練 費	1,623,291
	3 失 業 対 策 費	199,285
	4 労 働 委 員 会 費	101,807
6 農 林 水 産 業 費		65,392,964
	1 農 業 費	19,411,459



款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,157,564
	3 農 地 費	20,492,979
	4 林 業 費	17,385,815
	5 水 産 業 費	5,945,147
7 商 工 費		58,166,080
	1 商 業 費	47,367,068
	2 工 鉱 業 費	6,044,991
	3 観 光 費	4,754,021
8 土 木 費		82,762,799
	1 土 木 管 理 費	2,836,027
	2 道 路 橋 り よ う 費	41,001,193
	3 河 川 海 岸 費	23,031,434
	4 港 湾 費	6,605,371
	5 都 市 計 画 費	7,275,185
	6 住 宅 費	2,013,589

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 40,109,523
	1 警 察 管 理 費	35,360,677
	2 警 察 活 動 費	4,748,846
10 教 育 費		139,996,195
	1 教 育 総 務 費	29,997,295
	2 小 学 校 費	38,232,961
	3 中 学 校 費	22,088,735
	4 高 等 学 校 費	30,302,780
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,841,920
	6 大 学 費	1,182,440
	7 社 会 教 育 費	3,051,435
	8 保 健 体 育 費	2,298,629
11 災 害 復 旧 費		13,986,237
	1 総 務 災 害 復 旧 費	1,021,002
	2 民 生 災 害 復 旧 費	18,654

款	項	金 額
		千円
	3 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	4,843,968
	4 商 工 災 害 復 旧 費	992,617
	5 土 木 災 害 復 旧 費	6,295,732
	6 教 育 災 害 復 旧 費	814,264
12 公 債 費		99,849,170
	1 公 債 費	99,849,170
13 諸 支 出 金		84,671,423
	1 繰 出 金	17,482,199
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	397,750
	3 自動車取得税金 交 付 金	813,125
	4 利子割交付金	501,676
	5 利子割精算金	143
	6 地 方 消 費 税 金 清 算	27,522,946
	7 地 方 消 費 税 金 交 付	33,311,213
	8 配 当 割 交 付 金	625,008

款	項	金 額
		千円
	9 株式等譲渡所得割 交 付 金	638,987
	10 軽油引取税金 交 付 金	2,881,710
	11 所得割交付金	134,965
	12 環境性能割金 交 付 金	361,701
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		791,487,713

## 第 2 表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 鹿本総合庁舎改修事業 山 鹿 市	平成32年度	千円 259,713
2 天草総合庁舎等改修事業 天 草 市	平成32年度 ～平成33年度	680,394
	年次別内訳 平成32年度 平成33年度	425,246 255,148
3 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号) に基づく平成31年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成31年度 ～平成34年度	7,500
4 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	平成32年度 ～平成34年度	29,259
	年次別内訳 平成32年度 平成33年度 平成34年度	9,753 9,753 9,753
5 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号) に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	平成32年度 ～平成36年度	78,970
	年次別内訳 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度	15,794 15,794 15,794 15,794 15,794
6 障がい者訓練委託業務	平成32年度	2,605
7 離職者訓練等委託業務	平成32年度	144,287
8 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合(以下「JA 菊池」と いう。)が公益財団法人熊本県農業公社に2億円 を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資 したことについて損失を受けた場合、県がJA 菊池に行う損失補償	平成31年度 ～平成41年度	120,000

事 項		期 間	限 度 額														
9 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に11億6,500万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償		平成31年度 ～平成41年度	千円 699,000														
10 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億1,752万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償		平成31年度 ～平成41年度	71,000														
11 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成31年度において総額56億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		平成32年度 ～平成52年度	592,398														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個 人</td> <td style="text-align: center;">農 協</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">15年 以内</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共 同</td> <td style="text-align: center;">農 協</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">20年 以内</td> <td style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> <td style="text-align: center;">年0.60%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		期 間	利子補給率	個 人	農 協	15年 以内	年1.30%以内	銀 行	共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.60%以内	年次別内訳 平成32年度 63,503 平成33年度 65,800 平成34年度 65,800 平成35年度 62,044 平成36年度 56,782 平成37年度 51,445 平成38年度 46,109 平成39年度 40,773 平成40年度 35,436 平成41年度 30,100 平成42年度 24,764 平成43年度 19,429 平成44年度 14,092 平成45年度 8,756 平成46年度 3,420 平成47年度 1,590 平成48年度 1,167 平成49年度 814 平成50年度 461 平成51年度 108 平成52年度 5
区 分		期 間	利子補給率														
個 人	農 協	15年 以内	年1.30%以内														
	銀 行																
共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内														
	銀 行		年0.60%以内														

事 項	期 間	限 度 額				
12 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成31年度において総額 5 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成32年度 ～平成47年度	千円 46,742				
	年次別内訳 平成32年度 6,080 平成33年度 6,250 平成34年度 6,250 平成35年度 5,716 平成36年度 5,017 平成37年度 4,310 平成38年度 3,603 平成39年度 2,897 平成40年度 2,190 平成41年度 1,483 平成42年度 1,113 平成43年度 848 平成44年度 588 平成45年度 327 平成46年度 67 平成47年度 3					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内		
期 間	利子補給率					
15年以内	年1.30%以内					
13 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	平成31年度 ～平成32年度	502,858				
14 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	平成31年度 ～平成32年度	4,576				
15 城南家畜保健衛生所整備事業 人 吉 市	平成32年度	505,471				
16 阿蘇家畜保健衛生所整備事業 阿 蘇 市	平成32年度	5,476				
17 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	平成32年度 ～平成33年度	570,000				
	年次別内訳 平成32年度 300,000 平成33年度 270,000					

事 項	期 間	限 度 額
18 松の木堰地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	平成32年度 ～平成34年度	千円 2,570,000
	年次別内訳	
	平成32年度	1,010,000
	平成33年度	1,060,000
平成34年度	500,000	
19 古閑浜地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	平成32年度 ～平成33年度	210,000
	年次別内訳	
	平成32年度	195,000
平成33年度	15,000	
20 昭和地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	平成32年度 ～平成33年度	95,000
	年次別内訳	
	平成32年度	75,000
平成33年度	20,000	
21 大口西部地区農業生産基盤整備事業 宇 城 市	平成32年度 ～平成33年度	494,370
	年次別内訳	
	平成32年度	312,270
平成33年度	182,100	
22 氷川下流地区農業生産基盤整備事業 八代市・氷川町	平成32年度	30,000
23 碓江地区農村地域防災減災事業 熊 本 市	平成32年度 ～平成33年度	250,000
	年次別内訳	
	平成32年度	200,000
平成33年度	50,000	
24 金剛地区農村地域防災減災事業 八 代 市	平成32年度	342,000
25 亀松地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	平成32年度	140,000



事 項	期 間	限 度 額													
26 豊川中央地区農村地域防災減災事業 宇 城 市	平成32年度	千円 560,000													
27 森林取得資金利子助成 森林経営に意欲ある担い手が、公益社団法人熊本県林業公社のあっせんを受け森林を取得するために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の担い手に対する利子助成	平成32年度 ～平成35年度	4,000													
	年次別内訳														
	平成32年度	1,000													
	平成33年度	1,000													
	平成34年度 平成35年度	1,000 1,000													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 年以内</td> <td>年20万円以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成額	5 年以内	年20万円以内											
期 間	利子助成額														
5 年以内	年20万円以内														
28 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、平成31年度において総額 8 億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成32年度 ～平成51年度	57,919													
	年次別内訳														
	平成32年度	5,866													
	平成33年度	5,918													
	平成34年度	5,811													
	平成35年度	5,420													
	平成36年度	4,849													
	平成37年度	4,386													
	平成38年度	4,028													
	平成39年度	3,664													
	平成40年度	3,302													
	平成41年度	2,939													
	平成42年度	2,573													
	平成43年度	2,217													
	平成44年度	1,862													
	平成45年度	1,506													
	平成46年度	1,150													
	平成47年度	874													
	平成48年度	680													
	平成49年度	486													
平成50年度	291														
平成51年度	97														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設 等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 施設 等 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.60% 以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.60% 以内		
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内												
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内													
共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.60% 以内												

事 項	期 間	限 度 額
29 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、平成31年度において総額8,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成32年度 ～平成41年度	千円 6,767
	年次別内訳	
	平成32年度	1,041
	平成33年度	1,043
	平成34年度	1,041
	平成35年度	966
	平成36年度	817
	平成37年度	670
	平成38年度	520
	平成39年度	371
平成40年度	223	
平成41年度	75	
30 資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援利子助成 資源管理計画、漁場改善計画又は浜の活力再生プランに参画した漁業者が、漁船の取得等のために漁業近代化資金等を漁業協同組合等から借り入れた場合の漁業者に対する利子助成	平成32年度 ～平成42年度	48,224
	年次別内訳	
	平成32年度	6,000
	平成33年度	6,000
	平成34年度	6,000
	平成35年度	5,528
	平成36年度	5,028
	平成37年度	4,528
	平成38年度	4,028
	平成39年度	3,528
平成40年度	3,028	
平成41年度	2,528	
平成42年度	2,028	
31 漁業調査船「ひのくに」代船建造事業	平成32年度	369,545
32 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額190億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成31年度 ～平成44年度	215,200

  

期 間	利子補給率
10年以内	年1.30%以内

  

区 分	期 間	利子助成率
漁船取得	10年以内	年2.0%以内
その他	5年以内	

事 項	期 間	限 度 額				
33 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	平成32年度 ～平成41年度	千円 12,004				
	年次別内訳 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.0%以内					
34 企業立地促進費補助	平成32年度 ～平成35年度	1,200,000				
	年次別内訳 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	300,000 300,000 300,000 300,000				
35 道路改築事業 (国道324号第二天草瀬戸大橋) 天 草 市	平成32年度 ～平成33年度	2,900,000				
	年次別内訳 平成32年度 平成33年度	1,970,000 930,000				
36 地域道路改築事業 (国道389号下田南3号トンネル) 天 草 市	平成32年度 ～平成33年度	1,000,000				
	年次別内訳 平成32年度 平成33年度	500,000 500,000				
37 堰堤改良事業 (氷川ダム) 八 代 市	平成32年度	120,000				

事 項	期 間	限 度 額
38 上天草警察署整備事業 上天草市	平成32年度	千円 82,983
39 県南高等支援学校(仮称)整備事業 八代市	平成32年度	196,086
40 特別支援学校仮設校舎賃借	平成32年度 ～平成33年度	51,268
	年次別内訳	
	平成32年度	37,284
平成33年度	13,984	
41 県立あしきた青少年の家改修事業 芦北町	平成32年度	182,672
42 県立美術館分館改修事業 熊本市	平成32年度	516,313
43 永青文庫推進事業	平成32年度	4,950
44 県立美術館本館改修事業 熊本市	平成32年度	86,192
45 県営農地等災害復旧事業 西原村	平成32年度 ～平成35年度	10,720,000
	年次別内訳	
	平成32年度	3,050,000
	平成33年度	3,320,000
	平成34年度	3,320,000
平成35年度	1,030,000	
46 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成31年度 ～平成41年度	元金1,207,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
47 県有施設等管理業務(消費税増税対応)	平成32年度 ～平成35年度	73
	年次別内訳	
	平成32年度	22
	平成33年度	17
	平成34年度	17
平成35年度	17	

事 項	期 間	限 度 額
48 情報処理関連業務 (消費税増税対応)	平成32年度	千円 9
49 事務機器等賃借 (消費税増税対応)	平成32年度 ～平成36年度	8,571
	年次別内訳	
	平成32年度	4,046
	平成33年度	2,603
	平成34年度	1,577
	平成35年度	342
	平成36年度	3
50 県有施設等管理業務	平成32年度 ～平成36年度	95,642
	年次別内訳	
	平成32年度	22,621
	平成33年度	22,333
	平成34年度	20,394
	平成35年度	20,394
	平成36年度	9,900
51 情報処理関連業務	平成32年度 ～平成36年度	90,442
	年次別内訳	
	平成32年度	66,711
	平成33年度	6,906
	平成34年度	5,916
	平成35年度	5,916
	平成36年度	4,993
52 事務機器等賃借	平成32年度 ～平成37年度	4,388,602
	年次別内訳	
	平成32年度	947,662
	平成33年度	852,473
	平成34年度	848,472
	平成35年度	848,231
	平成36年度	738,488
	平成37年度	153,276

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	千円 2,456,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	378,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地防災 国庫補助事業費	121,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
湛水防除 国庫補助事業費	322,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	率の見直 しを行った 後において	
造林 国庫補助事業費	156,000	(その他) 工事その他の都	は、当該見 直し後の利 率)	
林道 国庫補助事業費	645,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
治山 国庫補助事業費	3,006,000	り入れることが できる。		
保安林整備 国庫補助事業費	228,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	187,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
漁港 国庫補助事業費	395,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
観光施設整備 事業費	140,000	ことができる。		
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,291,000			
道路維持 国庫補助事業費	3,287,000			
河川 国庫補助事業費	1,534,000			
砂防 国庫補助事業費	3,638,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川海岸保全 国庫補助事業費	千円 176,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
港湾建設 国庫補助事業費	1,299,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
土地区画整理 事業費	696,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
街路 国庫補助事業費	1,323,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った	
都市公園整備 事業費	211,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見 直し後の利 率)	
公営住宅 建設事業費	459,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
空港直轄事業 負担金	280,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
土地改良直轄事業 負担金	208,000			
農地海岸直轄事業 負担金	483,000			
道路直轄事業 負担金	5,085,000			
河川直轄事業 負担金	3,241,000			
砂防直轄事業 負担金	706,000			
港湾直轄事業 負担金	951,000			
鉄道施設 過年発生国庫 補助事業費	284,000			
耕地災害 過年発生国庫 補助事業費	129,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山災害 現年発生国庫費 補助事業費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
治山災害 過年発生国庫費 補助事業費	73,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
漁港災害 現年発生国庫費 補助事業費	6,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
公共土木 現年発生国庫費 補助事業費	329,000			
公共土木 過年発生国庫費 補助事業費	562,000			
教育施設 過年発生国庫費 補助事業費	82,000			
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	1,773,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
総合庁舎整備 事業費	249,000			
県庁舎整備 事業費	226,000			
県立劇場整備 事業費	61,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	224,000			
ヘリコプター 関連施設 整備事業費	28,000			
防災情報 ネットワーク 整備事業費	267,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防 災 施 設 整 備 事 業 費	千円 85,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
くまもと県民交流館 整 備 事 業 費	15,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
総合福祉センター 整 備 事 業 費	340,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
老人福祉施設整備 事 業 費	322,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
被災者生活再建 支 援 事 業 費	592,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
食肉衛生検査所 整 備 事 業 費	317,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをすること ができる。
保 健 所 整 備 事 業 費	70,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
技術短期大学 整 備 事 業 費	36,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
農業大学校整備 事 業 費	73,000	きる。 発行価格が額面		
農業試験研究機関 整 備 事 業 費	181,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
家畜保健衛生所 整 備 事 業 費	145,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
単 県 農 業 農 村 整 備 事 業 費	8,000	額を限度額とする ことができる。		
単 県 治 山 事 業 費	152,000			
森 林 公 園 整 備 事 業 費	28,000			
単 県 漁 港 整 備 事 業 費	53,000			
水産研究センター 整 備 事 業 費	261,000			
廃止採石場災害防止 事 業 費	26,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
熊 本 県 民 総 合 運 動 公 園 整 備 事 業 費	124,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
県有施設保全改修 事 業 費	319,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	6,004,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	2,618,000			
単 県 砂 防 整 備 事 業 費	686,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
単 県 河 川 海 岸 整 備 事 業 費	60,000			
単 県 港 湾 整 備 事 業 費	414,000			
天 草 空 港 整 備 事 業 費	30,000			
単 県 土 地 区 画 整 理 事 業 費	155,000			
単 県 街 路 整 備 事 業 費	54,000			
単 県 公 園 整 備 事 業 費	37,000			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	1,232,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	516,000			
教 育 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	38,000			
私 立 学 校 施 設 整 備 事 業 費	110,000			
県 立 高 等 学 校 整 備 事 業 費	4,094,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保存整備事業費	千円 11,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
社会教育施設整備事業費	736,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
県立美術館整備事業費	319,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
県営体育施設整備事業費	111,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
総務施設 過年発生単 災害復旧事業費	737,000	発行を含む。) (その他) 工事その他の都	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをすこ とができる。
福祉施設 過年発生単 災害復旧事業費	18,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利 率)	
耕地 過年発生単 災害復旧事業費	418,000	降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
治山 現年発生単 災害復旧事業費	23,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
漁港 現年発生単 災害復旧事業費	2,000	は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した		
農林水産施設 過年発生単 災害復旧事業費	8,000	額を限度額とする ことができる。		
林道 現年発生単 災害復旧事業費	4,000			
林道 過年発生単 災害復旧事業費	9,000			
商工施設 過年発生単 災害復旧事業費	798,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	千円  100,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	20,000	共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法)	(ただし、 利率見直し 方式で借り	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償
私 立 学 校 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	30,000	証書借入又は証 券発行 (他の地方	入れる資金 について、	償還等 ただし、県財政
臨 時 財 政 対 策 債	24,032,000	公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った	の都合により、繰 上償還をなし、又
歳 入 欠 かん 債	211,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをするこ とができる。
		合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
		降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
		発行価格が額面 金額を下回るとき		
		は、その発行差額 をうめるため必要		
		な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 有 林 整 備 費 事 業 費</p>	<p>81,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 50年以内 年賦元利均等償 還又は元金均等償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>
<p>計</p>	<p>89,060,000</p>			

平成31年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成31年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ911,939千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		38
	1 一般会計繰入金	38
2 繰 越 金		28,733
	1 繰 越 金	28,733
3 諸 収 入		883,168
	1 貸付金元利収入	879,788
	2 雑 入	3,380
歳 入 合 計		911,939

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 25,459
	1 中小企業振興資金	25,459
2 公 債 費		717,090
	1 公 債 費	717,090
3 諸 支 出 金		169,390
	1 繰 出 金	169,390
歳 出 合 計		911,939

平成 3 1 年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 3 1 年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 127,328 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円 41,831
	1 繰 越 金	41,831
2 諸 収 入		85,497
	1 貸付金元利収入	85,497
歳 入 合 計		127,328



歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円
		100,153
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	100,153
2 公 債 費		16,780
	1 公 債 費	16,780
3 諸 支 出 金		10,395
	1 繰 出 金	10,395
歳 出 合 計		127,328

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金、及び修業資金等の貸付け	平成32年度 ～平成37年度	千円 291,312
	年次別内訳	
	平成32年度	48,552
	平成33年度	48,552
	平成34年度	48,552
	平成35年度	48,552
	平成36年度 平成37年度	48,552 48,552

平成31年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成31年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,900,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,670,000
	1 証 紙 収 入	2,670,000
2 繰 越 金		230,000
	1 繰 越 金	230,000
歳 入 合 計		2,900,000

歳 出		
款	項	金 額
1 諸 支 出 金		千円 2,900,000
	1 繰 出 金	2,900,000
歳 出 合 計		2,900,000

平成31年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成31年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324,631千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		22,998
	1 使用料	22,998
2 財産収入		176,825
	1 財産運用収入	240
	2 財産売却収入	176,585
3 繰入金		69,823
	1 一般会計繰入金	54,880
	2 基金繰入金	14,943
4 繰越金		54,985
	1 繰越金	54,985
歳 入 合 計		324,631

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 324,631
	1 高 等 学 校 費	324,631
歳 出 合 計		324,631

平成31年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成31年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,462,411千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		816,584
	1 使用料	816,584
2 国庫支出金		14,000
	1 国庫補助金	14,000
3 財産収入		132,000
	1 財産売却収入	132,000
4 繰入金		872,908
	1 一般会計繰入金	872,908
5 繰越金		144,864
	1 繰越金	144,864
6 諸収入		11,255
	1 雑収入	11,255
7 県債		1,470,800
	1 県債	1,470,800

款	項	金 額
		千円
歳 入 合 計		3,462,411

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,165,773
	1 港 湾 費	1,165,773
2 公 債 費		2,296,638
	1 公 債 費	2,296,638
歳 出 合 計		3,462,411



第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>港湾整備事業費</p>	<p>1,470,800</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

平成31年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成31年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,005千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		13,698
	1 財 産 運 用 収 入	13,698
2 繰 入 金		48,805
	1 基 金 繰 入 金	48,805
3 繰 越 金		27,502
	1 繰 越 金	27,502
歳 入 合 計		90,005

歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		千円 90,005
	1 港 湾 費	90,005
歳 出 合 計		90,005

平成 3 1 年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成 3 1 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,278,689 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		843,200
	1 財 産 売 払 収 入	843,200
2 繰 入 金		2,522
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,522
3 繰 越 金		32,967
	1 繰 越 金	32,967
4 県 債		400,000
	1 県 債	400,000
歳 入 合 計		1,278,689

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		400,000
	1 都 市 計 画 費	400,000
2 公 債 費		878,689
	1 公 債 費	878,689
歳 出 合 計		1,278,689

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>国庫補助街路用地 先行取得事業費</p>	<p>400,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

平成31年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成31年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,176,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国庫支出金		95,496
	1 国庫補助金	95,496
2 財産収入		698
	1 財産運用収入	698
3 繰入金		47,748
	1 一般会計繰入金	47,748
4 繰越金		45,439
	1 繰越金	45,439
5 諸収入		986,937
	1 貸付金元利収入	986,937
歳 入 合 計		1,176,318



歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		1,176,318
	1 育 英 資 金	1,176,318
歳 出 合 計		1,176,318

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成32年度 ～平成36年度	千円 2,760
	年次別内訳	
	平成32年度	571
	平成33年度	571
	平成34年度	571
	平成35年度	571
	平成36年度	476

平成31年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成31年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 961,777 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 989
	1 一般会計繰入金	989
2 繰 越 金		421,203
	1 繰 越 金	421,203
3 諸 収 入		539,585
	1 貸付金元利収入	373,335
	2 雑 入	166,250
歳 入 合 計		961,777

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		911,760
	1 林 業 改 善 資 金	911,760
2 諸 支 出 金		50,017
	1 繰 出 金	50,017
歳 出 合 計		961,777

平成31年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成31年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,806千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰越金		65,963
	1 繰越金	65,963
2 諸収入		90,843
	1 貸付金元利収入	90,843
歳入合計		156,806

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農林水産業費		156,806
	1 沿岸漁業改善資金	156,806
歳出合計		156,806

平成31年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成31年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,011,043千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		283,052
	1 繰 越 金	283,052
2 諸 収 入		727,991
	1 貸付金元利収入	727,991
歳 入 合 計		1,011,043

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		906,043
	1 市町村振興資金	906,043
2 諸 支 出 金		105,000
	1 繰 出 金	105,000
歳 出 合 計		1,011,043

平成31年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成31年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,248,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,871,534
	1 負担金	1,871,534
2 国庫支出金		525,740
	1 国庫補助金	525,740
3 繰入金		338,220
	1 一般会計繰入金	338,220
4 繰越金		75,800
	1 繰越金	75,800
5 諸収入		3,566
	1 雑収入	3,566
6 県債		433,600
	1 県債	433,600
歳入合計		3,248,460



歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		2,532,102
	1 流域下水道費	2,532,102
2 公 債 費		705,706
	1 公 債 費	705,706
3 諸 支 出 金		10,652
	1 繰 出 金	10,652
歳 出 合 計		3,248,460

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 62,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	11,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
八代北部流域 下水道事業費	271,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>流域下水道事業 特別会計 借換債</p>	<p>89,600</p>	<p>(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。</p>
<p>計</p>	<p>433,600</p>			

平成31年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成31年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ404,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		27,670
	1 財 産 運 用 収 入	27,670
2 繰 入 金		329,884
	1 一 般 会 計 繰 入 金	329,884
3 繰 越 金		31,121
	1 繰 越 金	31,121
4 県 債		16,000
	1 県 債	16,000
歳 入 合 計		404,675

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 34,330
	1 工 鉱 業 費	34,330
2 公 債 費		350,938
	1 公 債 費	350,938
3 諸 支 出 金		19,407
	1 繰 出 金	19,407
歳 出 合 計		404,675

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p>16,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

平成31年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
平成31年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,756,981千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		626,898
	1 分担金及び負担金	626,898
2 チ ッ ソ 貸 付 費		843,673
	1 諸 収 入	843,673
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
4 支 援 措 置 費		1,253,678
	1 繰 入 金	1,253,678
5 一 時 金 支 払 関 係 費		756,465
	1 繰 入 金	756,465
歳 入 合 計		3,756,981

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処理事業費		千円 60,489
	1 公 債 費	60,489
2 チ ッ ソ 貸 付 費		536,616
	1 公 債 費	536,616
3 水俣病問題解決支援 財団出資費		276,267
	1 公 債 費	276,267
4 支 援 措 置 費		2,127,144
	1 環 境 費	873,466
	2 公 債 費	1,253,678
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援		756,465
	1 公 債 費	756,465
歳 出 合 計		3,756,981

平成31年度熊本県公債管理特別会計予算

平成31年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,076,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		328,809
	1 財 産 運 用 収 入	328,809
2 繰 入 金		59,534,906
	1 一 般 会 計 繰 入 金	34,362,906
	2 基 金 繰 入 金	25,172,000
3 県 債		57,213,146
	1 県 債	57,213,146
歳 入 合 計		117,076,861

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円
		117,076,861
	1 公 債 費	117,076,861
歳 出 合 計		117,076,861

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	57,213,146	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをす ることができる。

平成31年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,627,671千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		57,631,321
	1 負担金	57,631,321
2 国庫支出金		60,897,813
	1 国庫負担金	39,740,633
	2 国庫補助金	21,157,180
3 財産収入		14,329
	1 財産運用収入	14,329
4 繰入金		13,060,578
	1 一般会計繰入金	12,467,790
	2 基金繰入金	592,788
5 諸収入		62,023,630
	1 雑収入	62,023,630
歳 入	合 計	193,627,671

歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		千円 193,611,226
	1 社 会 福 祉 費	193,611,226
2 衛 生 費		16,445
	1 公 衆 衛 生 費	16,445
歳 出 合 計		193,627,671

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成32年度	千円 48



平成31年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 104,099,768kWh
- (2) 主要な建設改良事業
  - イ 市房発電所リニューアル事業 4,583,645千円
  - ロ 緑川発電所リニューアル事業 1,202,652千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,633,264千円
第1項 営業収益		1,383,928千円
第2項 営業外収益		249,336千円
	支	出
第1款 事業費		7,236,075千円
第1項 営業費用		1,569,977千円
第2項 営業外費用		12,121千円
第3項 特別損失		5,613,977千円
第4項 予備費		40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額648,865千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額489,074千円及び過年度分損益勘定留保資金159,791千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		6,405,106千円
第1項 他会計からの返還金		265,554千円
第2項 企業債		6,008,000千円
第3項 荒瀬ダム関連交付金等		131,552千円
	支	出
第1款 資本的支出		7,053,971千円
第1項 建設改良費		6,626,559千円
第2項 企業債償還金		111,858千円
第3項 他会計への繰出金		265,554千円
第4項 予備費		50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成31年度 ～平成32年度	千円 504
市房第一発電所取水口スクリーン更新事業	平成32年度	209,000
緑川発電所FIT関連事業	平成31年度 ～平成33年度	1,460,625
菊鹿発電所水車発電機等整備事業	平成32年度	286,204

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電設備等更新事業	6,008,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年 5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め 30 年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000 千円と定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事 業 費

第 1 項 営 業 費 用

第 2 項 営 業 外 費 用

第 3 項 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

479,306 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000 千円と定める。

## 平成31年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	42箇所
(2) 年間総給水量	9,092,515 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	24,843 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 事業収益	1,123,476千円
第1項 営業収益	761,551千円
第2項 営業外収益	361,925千円

## 支 出

第1款 事業費	1,191,904千円
第1項 営業費用	1,113,130千円
第2項 営業外費用	68,774千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57,482千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,942千円及び過年度分損益勘定留保資金45,540千円で補てんするものとする。)

## 収 入

第1款 資本的収入	1,116,319千円
第1項 企業債	198,000千円
第2項 長期借入金	546,399千円
第3項 工事受託金	205,473千円
第4項 補助金	158,698千円
第5項 会計内返還金	7,749千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,173,801千円
第1項 建設改良費	317,200千円
第2項 企業債償還金	535,860千円
第3項 長期借入金償還金	300,741千円
第4項 予備費	20,000千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	千円 74,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
工業用水道事業 会計借換債	124,000			
計	198,000			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定め  
る。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事 業 費

第 1 項 営 業 費 用

第 2 項 営 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら  
ない。

(1) 職員給与費

66,722千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
183,084千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成31年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総駐車台数 300,444台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	事業収益			129,248千円
第1項	営業収益			125,342千円
第2項	営業外収益			3,906千円
		支	出	
第1款	事業費			86,155千円
第1項	営業費用			80,155千円
第2項	営業外費用			3,000千円
第3項	予備費			3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,000千円は、地域振興積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

		収	入	
第1款	資本的収入			0千円
		支	出	
第1款	資本的支出			200,000千円
第1項	他会計への繰出金			200,000千円

(利益積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち、115,373千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

  第1款 事業費

    第1項 営業費用

    第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,412千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成31年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入        院	42,090人
外        来	26,620人
(3) 一日平均患者数	
入        院	115人
外        来	110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,762,270千円
第1項 医業収益			851,980千円
第2項 医業外収益			910,290千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,757,027千円
第1項 医業費用			1,701,713千円
第2項 医業外費用			55,264千円
第3項 予備費			50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額424,272千円は過年度分損益勘定留保資金424,272千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			424,272千円
第1項 建設改良費			198,640千円
第2項 企業債償還金			225,632千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	946,346千円
(2) 交際費	70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。